

社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(平成一七年六月一七日法律第六四号)

一、提案理由(平成一七年四月二一日・参議院厚生労働委員会)

国務大臣(尾辻秀久君) ただいま議題となりました二法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を実施するため、厚生年金保険法を始めとする公的年金各法及び健康保険法を始めとする公的医療保険各法について被保険者の資格に関する特例を設けるほか、公的年金各法について、給付の支給要件及び給付の額の計算に関する特例を設けるものであります。

以下、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、被保険者の資格に関する特例であります。

フランスから我が国に一時的に派遣された者などは、公的年金各法及び公的医療保険各法に関し、被保険者とししないなどの特例を設けることとしております。

第二は、給付の支給要件に関する特例であります。

公的年金各法の給付の支給要件について、フランスの年金制度の保険期間を我が国の年金制度に加入していた期間に算入するなどの特例を設けることとしております。

第三は、給付の額の計算に関する特例であります。

ただいま申し上げました特例により支給要件を満たした場合、我が国の年金制度に加入した期間に応じた額を支給することとしております。

.....(略).....

最後に、二法案の施行期日であります。それぞれの協定の効力発生の日としております。

以上、二法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成一七年四月二七日)

岸宏一君 ただいま議題となりました両法案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

両法律案は、日本とフランスとの間及び日本とベルギーとの間で、それぞれ医療保険制度、年金制度等の二重加入を解消するとともに、両国の年金制度への加入期間を通算することを目的とした社会保障協定を実施するため、公的医療保険各法及び公的年金各法に関する特例を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、今回の協定締結に至る経緯とその効果、協定締結国を拡大する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は

会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院厚生労働委員長報告（平成一七年六月一日）

鴨下一郎君 ただいま議題となりました四法案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案外二法案について申し上げます。

……………（略）……………

次に、社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案及び社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案は、在外邦人及び在日外国人の年金制度等の二重加入の防止等を図るため、フランス、ベルギーとそれぞれ締結した社会保障協定の実施のために、公的年金及び公的医療保険各法について、被保険者の資格に関する特例等を設けようとするものであります。

三法案は、参議院先議に係るもので、六月二日本委員会に付託となり、七日尾辻厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、八日に質疑を行った後、採決の結果、三法案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。